

## 個人情報の取扱に関する説明書

〒358-0026 埼玉県入間市小谷田 961 番地  
個人情報取扱事業者  
武蔵カントリークラブ  
株式会社 武蔵カントリー倶楽部  
Tel 04-2962-4151 Fax 04-2963-5447

当クラブ（武蔵カントリークラブ）の会員にかかる個人情報（以下「会員情報」と称する）、当クラブの入会申込者にかかる個人情報（以下、「申込者情報」と称する）、当クラブの会員以外の方で、特典的施設利用の便益を有する方にかかる個人情報（以下「優待利用者情報」と称する）、並びに当クラブの施設利用に際し、会員・その他の施設利用者（施設利用申込者を含む）から取得した個人情報（以下「来場者情報」と称する）の各利用目的、その取扱等に関する苦情、請求（通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止等の請求）について、次のとおり、説明します。

### 第1 [ 利用目的 ]

#### 1. 会員情報の利用目的

当クラブに入会されるに際し、あるいは入会された後において取得した会員にかかる個人情報は、当クラブの運営規則・施行細則・付属規定に定める会員関係業務（会員の入退会継承手続を含む会員資格の得喪変更関係業務、施設利用に伴う役務提供を含む施設利用関係業務、当社の株主総会運営及び当クラブの会員総会運営を含むクラブ運営関係業務）を実施するためにのみ利用します。なお、この会員関係業務には、個人情報の利用に関する次の各事項を含んでいます。

- (1) 会員に対し、会員関係書類等（会報等）を送付すること。
- (2) 会員に対する通知・照会・案内・勧告・依頼・請求（催告）などの連絡業務（会員である株主に対する連絡業務を含む）を行うこと。
- (3) 当クラブの会員名簿に、会員の個人情報中、①氏名、②住所・電話番号、③勤務先の名称・所在地・電話番号を掲載し、これを会員に配布して、公表（第三者提供）すること。但し、一部掲載事項については、予め、会員の意向を聴取し、会員が、掲載の避止ないし代替事項（住所に代わる連絡先など）の掲載を求めた場合には、これを尊重する手続を予定しています。
- (4) 会員の氏名・ハンディキャップを、当クラブのクラブハウスに掲示し、その他、適宜の方法（会報掲載を含む）により、公表（第三者提供）すること。
- (5) 当クラブの主催競技会に際して、参加会員の氏名・年齢・写真・ハンディキャップ・競技結果を、参加会員を含む会員・その他の競技関係者に対し、適宜の方法（会報掲載を含む）により、公表（第三者提供）すること、並びに当クラブの主催行事に際して、参加会員の氏名・年齢・入会日・写真を、同様の範囲の者に対し、同様の方法により、公表（第三者提供）すること。
- (6) 当クラブのゴルフ会員権（株式を含む）の譲渡・継承等の手続に関与し、または関与しようとする会員権取引業者・その他の関係者からの正当な必要性ありとみられる照会に対し、照会対象たるゴルフ会員権にかかる会員の氏名・住所・証書番号（株券の記号・番号を含む）・預託金の有無及び金額・滞納年会費等の有無及び金額を、適宜の方法で回答（第三者提供）すること、また、これに準ずる社会的に正当とみられる照会につき、その照会者に対し、同様の諸事項を、同様の方法で回答（第三者提供）すること。

#### 2. 申込者情報の利用目的

当クラブに入会されるに際して取得した入会申込者にかかる個人情報は、運営規則・施行細則・付属規定に定める入会審査手続、並びに入会後における上記諸規定に定める会員関係業務を実施するためにのみ利用します。

- (1) 上記のうち、入会審査手続には、入会申込者の個人情報中、氏名・年齢・住所・写真・職業（役職名を含む）・勤務先の名称及び所在地を、当クラブのクラブハウス内に掲示して、これを公表（第三者提供）することを含んでいます。
- (2) 上記のうち、会員関係業務には、当クラブの会報に、入会者の紹介として、新規に入会した会員の個人情報中、氏名・年齢・住所・写真・職業（役職名を含む）・勤務先の名称及び所在地を会報に掲載して、これを公表（第三者提供）すること、並びに前示1の(1)ないし(6)の各事項を含んでいます。

#### 3. 優待利用者情報の利用目的

- (1) 特別登録家族の個人情報の利用目的

当クラブの特別登録家族の資格を受けられるに際し、あるいは資格を受けられた後に取得した個人情報の利用目的は、資格付与の審査手続（これには、個人情報を公表する手続は含まれません）に利用するほかは、前示1の会員情報の利用目的と同様ですが、そのうち、(3)ないし(6)の各事項は、その利用目的から除外されます。

#### (2) 登録家族の個人情報の利用目的

当クラブの登録家族の資格を受けられるに際し、あるいは受けられたのちに取得した個人情報は、その資格付与の審査手続（これには、個人情報を公表する手続は含まれません）、並びに施設利用の申込に際し、登録家族であることを確認させて頂くためにのみ利用致します。

#### 4. 来場者情報の利用目的

当クラブの施設利用の申込をされるに際して取得した来場者（施設利用申込者）の個人情報は、次の目的のためにのみ、利用致します。

- (1) 施設利用料金請求手続のため。
- (2) ご来場中等の施設利用に伴うご連絡のため。
- (3) 将来、税務、諸監督当局の照会に備えるため。
- (4) [会員の場合]来場記録として追加し、クラブ運営に必要な諸資料作成のため。

### 第2 [個人情報の取扱等に関する苦情および請求の受付部署]

当社総務部 Tel 04-2962-5094 Fax 04-2963-5447

### 第3 [個人情報の取扱等に関する苦情の申出方法]

書面・電話・その他の適宜の方法により、上記第2の受付部署にお申出下さい。但し、苦情内容によっては、一旦対応を打切ったうえで、請求の場合と同様に、改めて、請求の場合に準じた内容の書面（但し、請求の種別・請求の根拠となる事実にて代えて、苦情の要旨を記載して下さい）により申し出ることを求める場合があります。

### 第4 [個人情報の取扱等に関する請求の提出方法]

1. 請求（保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示請求、保有個人データの内容の訂正・追加又は削除請求、保有個人データの利用の停止又は消去請求、保有個人データの第三者提供の停止請求）は、正確を期するため、必ず、次の各事項を記載した書面によって下さい。

- (1) 請求者（本人）の氏名・住所・電話番号（後記(2)の代理人による請求の場合にも、本人の電話番号を記載して下さい）。請求者が、会員の場合は、ほかに、証書番号（株券の記号・番号を含む）。
- (2) 法定代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）又は任意代理人（請求を行うにつき、本人が委任した代理人）により、請求される場合には、代理人の種別、代理人の氏名・住所・電話番号。
- (3) 請求の種別（保有個人データの利用目的の通知請求、保有個人データの開示請求、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除請求、保有個人データの利用の停止又は消去請求、保有個人データの第三者提供の停止請求の別）
- (4) 保有個人データの内容の訂正、追加又は削除請求および保有個人データの第三者提供の停止請求の場合、請求の根拠となる事実。
- (5) 請求者（代理人による場合は、代理人）の署名（又は記名捺印・署名捺印）。

2. 請求書は、前示第2の受付部署宛に送付又は提出して下さい。また、上記1の(3)の請求の根拠となる事実を明らかにする資料があるときは、その原本または写を添付して下さい。

### 第5 [代理人による苦情の申出、請求の提出の方法]

法定代理人による場合には、法定代理人であることを証する書類（発行日から3ヶ月以内の戸籍謄本・成年後見登記事項証明書等）を提出して下さい。また、任意代理人による場合は、その代理権限を証する書類（作成日から3ヶ月以内の委任状等）を提出して下さい。

### 第6 [本人又は代理人であることの確認手続]

苦情の申出、請求の提出にかかる本人又は代理人であることの確認のために、電話照会・文書照会をし、あるいは確認資料（運転免許証・旅券・住民票・実印押捺文書・印鑑証明書等）の提示又は提出を求めることがありますので、ご協力下さい。

以上